

事業所の記録の保存に関する基準の変更について

事業所が整備することとされている記録の保存年限は5年ですが、この5年の起算日が変わります。

これまでは、下の表「改正の概要一覧」のとおり、記録の種類によって起算日が異なり、5年経過すれば随時廃棄可能となっていました。しかし、今回の改正により、すべての種類の記録において、利用者との契約が終了し、サービス提供が終了した日から5年間の保存が必要となりました。

書類が廃棄可能か、引き続き保存が必要かは、大きく2つのパターンに分けられます。

表「改正の概要一覧」

記録の種類	5年保存の起算日	
	改正前 起算日	改正後 起算日
個別サービス計画等	当該計画等の完了の日	完結の日 ※契約終了により一連のサービス提供が終了した日
提供した具体的なサービスの内容等の記録	当該記録に係るサービスを提供した日	
市への通知に係る記録	当該通知の日	
苦情の内容等の記録	当該記録に係るサービスを提供した日	
事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録	当該記録に係るサービスを提供した日	

パターン1

改正前 起算日が
平成29年(2017年)4月1日以前

5年間保存しても、令和4年(2022年)3月31日までに保存期間が終了する書類。

パターン2

改正前 起算日が
平成29年(2017年)4月2日以降

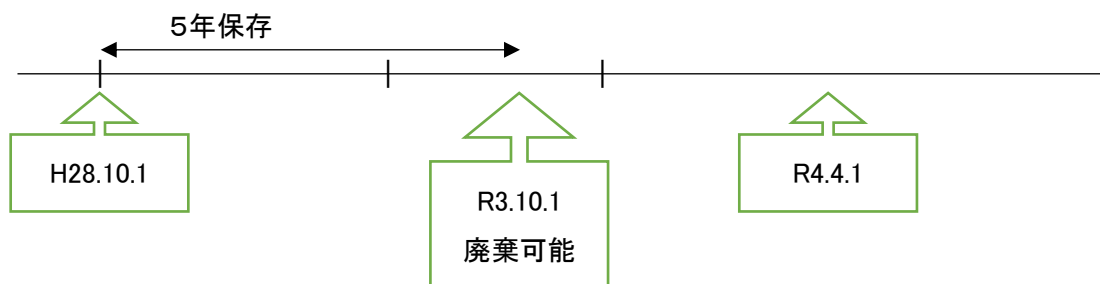
5年間保存すると、令和4年(2022年)4月1日以降に保存期間満了を迎える書類。

【パターン1】「改正前 起算日」が平成29年(2017年)4月1日以前

「改正前 起算日」から5年経過した保存期間満了日が、令和4年(2022年)4月1日の施行日より前の書類は、利用者との契約の継続・終了に関わらず、改正前の基準に従って保存期間満了後に廃棄することが可能。ただし、必要に応じて事業所が引き続き保存することも差し支えない。

例)改正前 起算日 ⇒ 平成28年(2016年)10月1日

保存期間満了日 ⇒ 令和3年(2021年)9月30日(改正前の基準により廃棄可能)



【パターン2】「改正前 起算日」が平成29年(2017年)4月2日以降

「改正前 起算日」から5年経過した保存期間満了日が、令和4年(2022年)4月1日の施行日以降の書類は、改正後の基準の適用を受けるため、その完結の日(利用者との契約終了により一連のサービス提供が終了した日)から5年間保存しなければならない。

例)契約中の利用者の、平成29年(2017年)7月15日のサービス提供記録の場合

改正前 起算日 ⇒ 平成29年(2017年)7月15日

保存期間満了日 ⇒ 改正前の基準に基づく場合は令和4年(2022年)7月14日

となり、施行日以降の日付のため、改正後の基準が適用される。

